日本福祉大学付属高等学校　専任教諭・常勤講師　募集要項

2026 年 10 月 16 日
日本福祉大学付属高等学校

1. 募集する職種
日本福祉大学付属高等学校の専任教諭・常勤講師

2. 勤務地
日本福祉大学付属高等学校　　愛知県知多郡美浜町大字奥田字中之谷 2-1

3. 募集する教科・人数
英語科、情報科　　若干名

4. 採用予定日
2027 年（令和 9 年）4 月 1 日（火）

5. 応募資格
- 心身共に健康であること
- 応募教科の教員免許（一種または専修）を取得していること、または 2027 年 3 月末までに取得見込みであること。
- こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）第 2 条第 8 項に該当しないこと。（特定性犯罪事実該当者ではないこと。）
 ※13. 参考条文参照

6. 応募書類
1) 履歴書（本校指定書式。機械印字可。）
 ※　携帯電話等、連絡がつく電話番号を履歴書に記入ください。
2) 志望動機・自己アピール（下記内容について記述する。書式自由。A4 用紙 1 枚。機械印字可。）
 ①　志望理由
 ②　教科指導において重視したいこと
 ③　自身のアピールポイント
 ④　指導可能な部活動（種目）とその理由（競技歴・指導歴があれば、必ず記載）
3) 教員免許状（写）または教員免許状取得見込み証明書
4) その他、研究業績・実践記録、部活動の競技・指導による受賞歴等があれば別紙添付。

7. 提出期限
2026 年（令和 8 年）11 月 25 日（水）必着

8. 応募書類の送付方法
1) 封筒の表に「教員採用応募書類」と必ず朱書きしてください。
2) 応募書類は返却いたしません。採用選考終了後、本校が責任をもって破棄します。

9. 応募書類提出先
〒470-3233　愛知県知多郡美浜町大字奥田字中之谷 2-1
日本福祉大学付属高等学校　　教頭 松永　（℡：0569-87-2311）

10．選考方法・日程等

1) 第一次選考

応募書類による選考を行います。
第一次選考の結果、合格の方は、11 月 30 日（月）に電話にて連絡します。
携帯電話等、連絡がつく電話番号を履歴書に記入ください。
不合格の方には別途書面で連絡します。

2) 第二次選考

日時：2026 年（令和 8 年）12 月 12 日（土）
会場：日本福祉大学付属高等学校（知多郡美浜町大字奥田字中之谷 2-1）
試験の内容：筆記試験、模擬授業、面接にて選考を行います。
第二次選考の結果、合格の方は、12 月 22 日（火）に電話にて連絡します。
不合格の方には別途書面で連絡します。

※　第二次選考合格者には、健康診断書等の書類を提出していただきます。

11．待遇・条件

本法人の規程による。

1) 給与・手当等（参考例：職歴換算等により差異が生じる場合があります。）

【専任教諭】

月額給与例	22 歳　　211,600 円 30 歳　　311,300 円 40 歳　　437,000 円 50 歳　　529,700 円 ＜賞与＞年間 6 ヶ月（前年度実績）
諸手当	扶養手当、住宅手当、通勤手当、補習授業手当、入試関連手当、調整手当　など
勤務時間	平日 8：50～16：35 土曜 8：50～12：25 週 18 時間を授業担当時間とする
休日	日曜、祝日、年次有給休暇、その他規程に定める休日
福利厚生	社会保険完備 （年金・健康保険は私学事業団に加入、雇用保険、労災保険）

※採用日以降この内容を保証するものではありません。

【常勤講師】

月額給与例	22 歳以上 27 歳未満　　215,400 円 27 歳以上 32 歳未満　　231,200 円 32 歳以上 41 歳未満　　246,900 円 41 歳以上　　262,700 円 ＜賞与＞年間 6 ヶ月（前年度実績）
諸手当	扶養手当、住宅手当、通勤手当、補習授業手当、超過授業手当、入試関連手当、担任手当　など
勤務時間	平日 8：50～16：35 土曜 8：50～12：25 週 18 時間を授業担当時間とする
休日	日曜、祝日、年次有給休暇、その他規程に定める休日
福利厚生	社会保険完備 （年金・健康保険は私学事業団に加入、雇用保険、労災保険）

※採用日以降この内容を保証するものではありません。

雇用期間

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日までとする。

（契約更新は最大 4 回まで）

12. 個人情報の取り扱いについて

応募書類は採用選考および採用決定後の人事管理の為にのみ使用し、それ以外の目的では一切使用いたしません。
また、取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理を行います。

13.（参照条文）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）
第二条（略）
７ この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
三 児童福祉法第六十条第一項の罪
四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
８ この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則
（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）
第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。
一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
２ 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）
第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。
※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

以上